

島本町障害者施策推進協議会 要点録

(令和2年10月23日作成)

1	会議の名称	令和2年度第1回・島本町障害者施策推進協議会		
2	会議の開催日時	令和2年10月23日(金) 午後2時～3時		
3	会議の開催場所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	☑️・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	健康福祉部福祉推進課	傍聴者数	2名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	(この欄は斜線で消す)		
6	出席委員	小寺会長、峯森副会長、赤塚委員、井戸委員、岩田委員、加藤委員、河野委員、菊山委員、幸島委員、花田委員、山内委員、陸野委員 (以上12名)		
7	会議の議題	(1) 会長・副会長の選出について (2) 第6期障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)策定スケジュール及び骨子案について (3) その他		
8	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議次第 ● 座席表 ● 委員名簿 ● 資料1 「第6期島本町障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)」の策定スケジュール(案) ● 資料2 「第6期島本町障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)」骨子案 ● 資料3 第6期障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)に係る基本指針の見直しについて(厚生労働省) ● 資料4 第6期市町村障がい福祉計画及び第2期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え(大阪府) 		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

令和2年度第1回・島本町障害者施策推進協議会 要点録

(令和2年10月23日(金)開催)

開会

事務局

ただいまから、令和2年度第1回「島本町障害者施策推進協議会」を開会する。

本日の協議会は、令和2年10月の委員改正後初めての会議となるので案件1で、会長が選出されるまで、事務局において議事を進行する。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、一人1台マイクを用意した。また、会議の時間が1時間を超える場合は15分ほど休憩をとり部屋の換気を行う。ご理解・ご協力のほどお願いしたい。

次に出席者数の報告をする。本日は、12名の委員にご出席をいただいている。

島本町障害者施策推進協議会条例第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席があるので、本日の会議が成立していることを報告する。

(委員の自己紹介)

(事務局の自己紹介)

また、次期「障害福祉計画」の策定業務を委託している業者に出席をお願いしているので、あわせて報告する。

次に配布資料の確認をさせていただく。

(事務局から配布資料の確認)

【案件1】 会長・副会長の選出について

事務局

案件1「会長・副会長の選出について」を議題とする。

島本町障害者施策推進協議会条例第4条の規定により、協議会には「会長・副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める」こととしている。

会長・副会長の選任について委員の皆様から意見はあるか。

「事務局一任」の声

事務局一任との声があったので、会長は平成26年度から本協議会の会長を務めていただいている小寺委員に、副会長は社会福祉協議会から選出されている峯森委員にそれぞれお願いする。

「異議なし」の声

小寺委員、会長席の方にお座りいただく。

会長が選出されたので議事進行を会長に交代する。

会長

本日、1名の傍聴の申し出がある。島本町障害者施策推進協議会傍聴要領第4条に基づき、傍聴を許可することに異議はないか。

(「異議なし」の声)

会長

異議がないため、傍聴を認める。

(傍聴者入室)

会 長

傍聴者は傍聴要領を守り、傍聴するようお願いする。

【案件2】 第6期障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)策定スケジュール及び骨子案について

会 長

案件2「第6期障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)策定スケジュール及び骨子案について」を議題とする。事務局から説明をお願いする。

事務局

(資料1から資料4に基づき説明)

会 長

質問や意見はないか。

委 員

資料2の5ページの「第2章 障害のある人の概要」について障害の方というのは難病の方も入るのか。入っていない理由は何かあるのか。以前テレビで難病の方の家庭で介護をされるという報道があった。3万人に1人くらいだったと思うが、島本町内の小さい町においても、そういう方がいるかと思う。これからのサービス、家庭で介護とか生活など、24時間支えるという介護の体制を考える時に、難病の方の質問をさせていただいた。

事務局

障害の中に難病が含まれているということは承知している。しかし、難病の受給者証をお持ちの方は、茨木保健所が管轄になっており、島本町では受給者証の所持者数や難病の種類などは把握できていないということで、ここには表記していない。

委 員

そうであれば今回の障害者計画の中には、その方は対象にならないということか。

事務局

計画の中としては対象にはなってくる。資料2の5ページ以降の概要というのは手帳の所持者数といったところを表記させているページになるが、町として人数は把握できていないところがあるので、ここでは難病の数は割愛させていただいている。

委 員

今の関係で保健所として発言させていただく。おそらく難病の患者は全体の数というのは、この中に含まれていない。難病の方でも歩いて、症状が重い方についてはある程度障害手帳1級や2級

を持っておられる方もいらっしゃるので、それは島本町のここのカウントに入っているのかなと思う。ただ、実際に難病の方、全員をとというのは入っていない数字になるのかなと思う。

会 長

難病の方で、サービスを必要とされる方は、そういう手続きを踏まれてサービスを受けているということか。埋もれているといえれば埋もれているが、サービスが必要な方への計画ということでおさえれば、あまり問題ないのかなと思う。町として全体としてどのくらい難病の方がおられるかということがわかれば掲載すべきかと思うが、どうか。

事務局

難病のところは、第3次の島本町障害者計画の上位計画の方で、説明はさせていただいているが、計画自体については平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、難病者が障害者の中に追加されて、指定された難病による障害者は障害者手帳がなくとも、障害福祉サービスが受けられることになっている。説明も記載させていただいているが、今回、第3次の計画には載っているので、第6期の計画でも中身については難病の方も含んだ形で話をさせていただくということで間違いはない。ただ、数字は難病の方がどの程度、島本町にいらっしゃるのかここには記載していない。

会 長

ということは町内で数字を把握されているということか。どこが把握しているか。

事務局

先程、説明したとおり、難病のある方で、やはり障害の方を対象とするいろいろなサービスが必要な方については、障害程度区分認定などで難病を含めて認定をして、サービス支給の決定をしている。今後お示しをさせていただいている資料2の21ページ「第5章 障害福祉サービス等の現状と今後の見込量」の中には、もちろん難病の方で各種障害福祉サービスを必要とする方の見込量もその中に含まれて計画の中には入ってくる。難病であるということだけで、例えば、身体の状況に固定化された手帳相当の状況でない場合は、手帳を所持していない方もいらっしゃるなので、必ずしも難病をお持ちの方が障害者手帳をとられるという連続性がないのかなというような形の回答になる。

計画の中には、サービス量の推計の中には、難病の方も含まれる。手帳の所持者数などについては、現在の身体・知的・精神の方の手帳を審査している方の人数がそのまま入ることになる。

また、例えば、特定疾患とかの医療証をお持ちの方の島本町の現状というのが、この計画の中に必要というご指摘であれば、町の方ではデータの管理がないので、保健所に依頼をさせていただき、そのデータを出していただけるのか調整させていただくような形の記載になってくるのかなと思う。

委 員

島本町にお住いの何らかの形で支援が必要とされる方を、やはり把握してその方にサービスを届けというのが目的であると思う。重度というか、疾患のそんなにメジャーではない病気については、ひょっとして求めておられる方がいらっしゃっても抜けてしまう可能性もあるので心配をした。

委員

表紙裏面のもくじの中に「第4章 成果目標」とあるが、10ページ本文では「第4章 成果指標」と書いてある。指標と目標でニュアンスが違うが、現計画では目標となっている。これは単なる間違いということか。

事務局

10ページの「成果指標」のところが誤りで、「成果目標」と変えさせていただく。次回の審議会で、修正させていただいたものを提示させていただく。

委員

5ページで、手帳所持数の推移の表が漸増しているか。三障害の合計（延べ人数）、平成27年度は1,488人、令和元年度は1,632人と漸増している状況が載っている。人口比が5.15%、国においては7.4%、大阪府の平成28年度末は6.2%。近づける必要があるとっているわけではなく、ニーズの問題を申し上げたい。いずれも平成30年度から比べても増えている状況がある。6ページの手帳所持者数の年齢別でみると、現計画と比べて、身体手帳所持者は65歳以上が増になっている。療育手帳所持者は0～17歳の方と65歳以上の方が増となっている、若年と高齢の方がそれぞれ増えている。精神障害者福祉手帳は、18～39歳を除いて他の年齢層が全て増になっている。7ページの「療育手帳の障害程度別人数」は、6ページの「身体障害者手帳の障害別・等級別人数」でみると3級、5級、6級が増えている。療育手帳はA（重度）とB2（軽度）が増えている。また「精神障害者保健福祉手帳の等級別人数」は3級の方が比較的増えている。「障害支援区分の認定者数」は、区分2、区分4がそれぞれ増えている。

難病の方も、一部は手帳をお持ちの方がおられるので、基本的に受給者証を持つことが必要になっており、その方々がサービスを受ける対象になるという形になるので、手帳をお持ちの方だけがサービスを受けるわけではないと思っている。国から成果目標や見込量を出す場合に、ご家族の方もそうだが、障害のある当事者の方々が現在福祉サービスを受けている、受けていないに関わらず、日常生活、社会生活をどのような課題を持っておられるのか、非常に大事なことであると思うので、先ほどの現計画とのそれぞれの割合が載っているのを申し上げた。そういう観点が非常に大切なのではないかと思う。3万人超の規模の町の組合の中で、非常に小回りの利くような福祉サービスの提供体制がこんなにあるのだと思っている。そういう意味から、単に人数だけではなく、変化していく、現在サービスを受けておられる方、受けておられない方も含めて、どのような生活実態があるのかをできるだけ集約されることを、まずは成果目標や見込量を出す上で大切なことかと思う。

会長

2点伺う。

1点目は、第3章の基本方針で新たに「（3）「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進」とある。これが今どこの市町村でも取り組みを推している。このあたりは社会福祉の改正があり、その中で出たものが中心だが、基本的には計画としては地域福祉計画が中心になっていくかと思うが、地域福祉計画はその社会福祉の改正の中で他の個別計画の上位に立つ計画ということで、はっきり示されている。その地域福祉計画で立って、その例に基づいて福祉計画が立ってということになる

と思う。地域福祉計画と介護保険計画、障害福祉計画と子どもの計画、そして核になるのが生活困窮者である。生活困窮は子どもの問題も障害の問題も、高齢の問題も様々な部分で成り立っている。それがここでは生活の形でそこを、協議会を作る前に、断らない相談といいますか子どもから障害まで様々な問題に対して対応していくケアシステムを作れということなのである。そうなってくると、この地域福祉計画がどこの課で作られているのかよくわからないが、それと障害と高齢と子どもと連携して町としてやっていくのだというスタンスをとらざるを得ないのではないか。そのあたりについて他市町村はどうなのか。

事務局

地域共生社会の実現について、地域福祉計画は当課で所管しており、その計画の中で各課と連携をとって、これから実現に向けて、包括的な支援という形で書かれておりますが、こういった支援がどれだけ必要なのか、これからは是非協議させていただき、今回の障害計画の中の数値を入れさせていただきたい。また各課との現状については、各課との各個別の施策の部分でも進捗状況の確認をとっているので、当課が一体となって進めていきたいと考えている。それから先ほど、委員からご指摘があった障害の実際の数値からみえる部分ではなくて、各実態をエビデンスとして成果目標、数値目標に入れていくという部分のご意見については、全般的に調査をしたのが平成30年3月の障害者計画と作った時のアンケート調査になる。障害別の皆さんのニーズは全般の多くの障害をお持ちの方の共通している声としては、生活に必要な費用の負担が軽くなることが最も高くなっており、視覚や言語機能障害をお持ちの方、災害時の緊急時支援について一番気になっているところある。

発達障害では地域の人たちへの障害への理解が一番心配である。先ほど委員からもあった難病のことについては、ショートステイ・短期入所についてのご意見があり、こういったところも踏まえて今回の計画で、各施設のヒアリングも少し考えている。そういった利用者のご意見等も聞かせていただいて、数値目標を立てさせていただきたいと考えている。

委員

8ページ「(4) 就労支援の充実」と書かれているが、これは施設との一般就労への移行というのは身体障害者としては非常に嬉しいことなのだが、就労の定着について、これはどこか届けているのか。せっかく就職先があってもいつまでもつのか、この定着率がとても気になる。

委員

正確な数字は出てこないが、定着率は80%くらいだと思う。ただ、身体障害者の方の登録は1割5分くらいとなっている。どちらかといえば知的障害者・精神障害者の方が多く、ご自身で情報収集をして就職活動をしていける方が多いので、それでなかったらこちらに来て、どう決めていいかわからないという相談が多い。定着率はとても大事なところで、こちらでも計画にもあるが、定着支援事業というのができた。就労移行支援事業所で今まで半年施設を卒業してからだけれども、定着支援をするというのがあり、その半年後から3年間、要は就職が決まってから3年半後まで、定着支援事業が定着するように支援するというようになっている。定着の方にも行政、施策の方にも力を入れさせていただいているというようなことがある。

委員

仕事の内容で、どのようなものか。

委員

仕事の内容は、最近は事務が増えてきている。かなり法定雇用率も上がってきて2.3%になる。大きな企業ほど就労支援、障害者雇用を取り組まなければいけないということで、最近は合同面接会でも事務の求人が中心に出てきている。逆に、知的障害の方がしていた同じこととして繰り返すような仕事というのは、数としては減ってきているというのが傾向となっている。

会長

20 ページの医療的ケアの子どもたちに対する協議の場の設置ということで、これが第5期の前回の令和2年度までに、保険医療・福祉、関係機関の協議の場を設置とあるが、これは設置されたのか。そして次期計画の終了までには、コーディネーターを配置するというのだが、協議の場では何か実績があるのか。島本町には医療的ケアを必要とする子どもさんはどのくらいいるのか。

事務局

医療的ケア児への支援のための関係機関の協議の場ということで、これは前回の計画でも挙げさせていただいているが、実際は協議の場ということが、こういった機関でということがまだ設けられていない状況になっている。現時点で詳細なデータはないが、その時点、時点でどういう方がおられるかということをつまみつつ、次の計画ではコーディネーターの配置もあるので、そこも含めて現在考えている。「2. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保」もまだできていない状況で、今回の会議で現状について詳細にご報告させていただく。

事務局

医療的ケアを必要とするお子様については、各種いろいろな保育所に変えるとか、その成長の節目の中で、その支援に必要な個別の計算機みたいなものは持っている。その協議の場として、会とか情報交換をするなど、そこで協議するという組織体がまだできていないので、あくまでも個別のコーディネータ的な個別支援の会議というのは適宜に出していただいている。そういったところの協議の場という形での設置はできていないので、そこだけ補足させていただく。

会長

今、大阪府がコーディネーターの研修をやっている。どういう方をコーディネーターとして位置づけるのか、医療職なのか、保健師なのか、福祉職なのかいろいろな選択肢があるかと思う。そういう方が中心となって動かしていくということになっていくかと思う。そのあたりも早急に詰められるという理解でよろしいか。誰をコーディネーターとして考えていくのか。

事務局

協議の場については、現計画で挙がっているので検討させていただく。コーディネーターについては、会長がおっしゃったように研修等があるが、今回の計画で初めて挙げさせていただいている。どこの職員、どこの部局のということは、まだ決まっていないので今後、今回の計画に挙げさせて

いただき、庁内の中で検討させていただく。

委員

福祉施設から一般就労に移行とあるが、見ていると就労移行支援事業の量を増やすという形でそれを行っているような計画になっているが、就労移行事業所は町内にはあるのか。ない中で、現状、力があるのだけれども電車に乗れない、それが困難で就労を移行する人たちもたくさんいる中で、町内の雇用をどう考えるのかなともう少し考えてもらえるとありがたい。もっと町の会社・企業と障害者とどう結びつくのかということを考えてほしい。

精神障害に対応した地域包括ケアシステム、現状は幾人かの方を島本町の方で長期入院になっているということを聞いている。長期入院になってしまった方を迎えに行った経験もある中で、町からとても病院が遠い。その病院との連携というのは、それに対する人材が必要なのではないかと思う。

委員

精神障害者の医療地域移行の問題に関しては、国も力を入れている。施設から対応というのもあるが、精神障害者を地域移行させていきたいという大きな問題なので、そのように力を入れていただければと思う。

委員

近年、発達障害というのが増えてきている。私は子どもに関わることが多いが、子どもたちの発達障害をみていて、9ページの「(8)発達障害者等支援の一層の充実」のペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制の確保とあるが、人材確保が必要になってくると思う。プログラムをしている方もおられないだろうと思う。そのあたりも講習から始まり、それをできる方の人材の確保がかなり難しいかと思う。計画の中では取り組みますとなっているが、なかなかそれを充実させるのは難しいのではないかと思う。そのあたりも含めて何か具体的なことはお考えであるのか。

事務局

ペアレントトレーニング、発達障害者等支援の一層の充実という項目で新たに18ページ「7.発達障害のある人への支援」ということで、国の指針を受け、新たな活動指標として、今までの第5期までの計画にはなかった。その中でペアレントトレーニングやペアレントプログラムといった何らかの支援プログラムを受講していただくような方を増やしていくということが、新たな活動の指標として国も挙げており、本町も挙げていきたいと考えている。

いきいき健康課で10月1日に子育て世代地域包括支援センターを設置した。妊娠期から主に就学前までのお子様の一貫した支援というのを、いきいき健康課で実施をしていきたいと考えている。

その中で主に発達に課題のあるお子様を対象とした幼児教室というのを子育て支援課で移管し、いきいき健康課で実施をしていく。ただ、幼児教室ではペアレントトレーニングというような手法ではなくて、またちょっと違う支援の仕方を実施している。庁内の他の部局の中で、一部ペアレントトレーニング的な要素を取り入れて支援を実施している。本町で今後、注文書の方法も、ペアレントトレーニングの手法を取り入れた独自の事業展開を考えている。町で実施していく部分と、発

達障害とかに知見がある事業所で実施されている部分、そういったところをまず情報を収集して目標値を設定していきたいと考えている。

【案件3】 その他

会 長

その他の案件として、委員から何かあるか。

委 員

島本町のということではないが、マイナンバーカード申請時に、国が直接しているということで自分自身の携帯で申請をしたが写真がうまく撮れなかった。いろいろと条件があり、影が映ってはいけなとか、背景が白でないとはいけなとか、写真であればサイズが決まっているので街中で撮ればいいが、カメラを向けると目を反らしてしまう。それは子どもの時から写真が嫌いで、たまに目を見るが、目だけ横を向いている写真しか撮れなかった。それで写真を撮りにくい人は、各地域の市町村の相談窓口にご相談をしてくださいと書いてあったので、先に相談をしたが、やはり判断できないと言われた。

携帯でそのまま送ったら、引っかかってくると思いながら、目が横を向いた写真を送ると、やはり書類不備で写真がカメラ目線でないということで返答があった。しかしカメラ目線で撮れない人はたくさんいると思いながら、国がやはりそこまで障害者のことをわからないのだろうと思った。直接電話をして、これ以上の写真は撮れないことを伝えたが、後日返答があり、その写真で大丈夫であるということだった。

申請する場合に、用紙で申請すると何か一言書けたりするが、携帯から申請をするとそういったチャンスが全くなかった。また次回から同じことになるので、申請の前に連絡をくださいということになった。カメラ目線で写真が撮れない人は、目の病気の人も含めてたくさんいるのに、福祉に関わらない行政ではまだまだ厳しいと感じた。福祉手帳であると、どのような写真でも構わないと言ってくれている。それに慣れていたので、今回ちょっと面食らってしまった。

もう1点、国勢調査の時にも答えにくい部分があった。前回の調査の時は高校生だったので高校生と書いていたが、今回は福祉事業所に通所しているという選択肢がなく、その他とした。

就職は働いているということを書いてあってもいいのかなと思い、そうすると次の質問では答えられなくて、結局就労していないとしないと次に完結していかなかった。他のお母さんたちとも話をすると、書きにくかった、書き方に迷ったといったことをおっしゃっていた。国勢調査の方が、障害ある子が就労していようが作業所に行っていようが、そういうことを知りたいものではないのかなと思った。きっと次の時も困るだろうと思った。

島本町の中で大事にしてきてもらってきたが、世の中に出る時にやはり厳しいなと感じた。

事務局

マイナンバーの写真のところは、確かに厳しいといえば厳しい内容かと思うが、ただ紙で申し込む時の氏名欄のところは、障害をお持ちの方、宗教上どうしても被り物をしないとはいけな方などは注意事項に書いて出すとあったと思う。しかしスマホの場合は、おそらくなかったのではないかなと思う。また担当に確認させていただく。

委 員

たぶん全国的に皆さん困っておられると思う。紙の写真を撮る時には、写真サイズが決まっています調整がとても難しかった。

事務局

高齢者や障害をお持ちの方で、寝たきりの方でどうしても角度的には正しく入れられないというか、そういう方も氏名欄のところにお伝えするという事になっているかと思う。本来ならばスマホでできるのが一番便利だが、スマホの部分は確認をする。

委 員

紙で出そうと思うと写真が難しく、スマホの方が追いかけて撮っている。特養に入っているおじいちゃんだと、白い壁の前に立ってとお願いして何とか撮影ができた。カメラ目線ができない人がたくさんいるだろうなと思った。

事務局

(今後のスケジュールの説明)

会 長

本日の案件は全て終了した。これにて閉会とする。

<閉 会>